

第1 監査の対象

中央公園、春見公園、大和公園、小木田公園、鳥居松公園、西山公園、美濃前公園、下杣公園、山王公園、水附公園、味美白山児童遊園、松山ちびっ子広場

第2 監査の期間

令和元年5月13日から令和元年6月28日まで

第3 監査の方法

監査に当たっては、公園の施設の維持管理を始め安全確保、財産管理等に関して、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠し、関係書類の調査、関係職員からの説明の聴取及び現地調査を行った。

なお、監査は主な着眼点を次のとおり設定し、対象となる事項について調査を行った。

1 公園の施設の維持管理

- (1) 遊具等の破損や老朽箇所はないか。
- (2) 植栽のせん定、除草、清掃は適切に行われているか。
- (3) トイレ、水飲み場等の管理は適切に行われているか。

2 公園における安全確保

- (1) 遊具等の点検は適切に行われているか。
- (2) 障がい者、高齢者等の利用に配慮がされているか。
- (3) 防犯上の配慮がされているか。

3 公園の財産管理等

- (1) 公園台帳の作成や変更は適正に行われているか。
- (2) 占用許可等の手続きは適正に行われているか。
- (3) 物置、看板等の不法占拠はないか。

第4 監査の結果

中央公園始め 12 公園について調査を行った結果、公園の施設の維持管理を始め安全確保、財産管理等については、おおむね適切に行われていると認めた。

しかし、一部の公園において次のとおり注意を要する事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、指摘事項は、業務の執行が法令等の定めに反しているものなど重要と判断するものを是正事項とし、それ以外のは注意事項と区分した。

1 注意事項

(1) 公園における安全確保

ア 電気設備の管理が適切でないもの

トイレの電気配線のカバーが破損し、配線が露出していた。

(美濃前公園)